

美郷町生活支援コーディネーター設置要綱

(目的)

第1条 高齢者の増加に伴い、高齢者が安心して暮らし続けることができるよう、地域における支え合いの充実・強化を目的に美郷町生活支援コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）を設置する。

(所掌)

第2条 コーディネーターは、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域資源及び地域支援ニーズの把握に関すること。
- (2) 地域に不足する生活支援サービス等の創出に関すること。
- (3) 生活支援サービス等の担い手の養成に関すること。
- (4) 生活支援サービス等の担い手が活動する場の確保に関すること。
- (5) 地域支援ニーズと事業主体の活動のマッチングに関すること。
- (6) その他、地域の支え合い体制づくり等に必要なこと。

(委嘱)

第3条 コーディネーターは、町長が委嘱する者又は委託する団体の職員とする。

(任期)

第4条 コーディネーターの任期は、4月1日から翌年3月31日までの1か年度とする。ただし、年度途中における委嘱又は再任を妨げない。

(守秘義務)

第5条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も同様とする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。